弁護士 column

債権回収の場面における個人情報保護

債務者の居所訪問や同居者との対応に注意！

弁護士 佐々木 泉顕

公営住宅使用料などの債権回収をめぐるトラブルは、多くの市町村職員にとって悩みの種です。債務者による職員に対する威迫行為、さらには暴力行為など、刑事事件に発展するような深刻なケースも見受けられます。債権回収の現場で、職員が気を付けなければならないポイントや法的な問題について、A町建設課長と弁護士のQ&Aを通じて検討してみたいと思います。

佐々木 泉顕
（ささき・もとあき）

profile
弁護士法人佐々木総合法律事務所
札幌市中央区大通西11丁目 大通藤井ビル6階
TEL 011-261-8455 FAX 011-261-9188
・北海道町村会顧問
・一般社団法人札幌市医師会顧問
・北海道教育委員会顧問

A町建設課長Bさん 町営住宅の入居者Cは、長年にわたり住宅料の滞納があり、また所定の退去手続きを踏まずに勝手に退去し、住居内に不要な家財道具などが放置されたままとなっています。Cの住民登録は現在も当該町営住宅のままであるため、Cの実際の居所は不明だったのですが、町内に住むD女のアパートにてD女と同棲していることが判明しました。そこで、私は、未払住宅料の債権回収のためにD女のアパートを訪問し、応対したD女に対し、Cとお話がしたいと告げ、その後Cと未払住宅料について納付折衝を行いました。ところが、現在、私のとった行動に対し、Cから強く抗議されています。

弁護士 訪問時にマスクは着用していましたよね？

Bさん もちろんです。

弁護士 では、どのような点が問題視されて抗議されているのですか。

Bさん Cから「自分がここに住んでいることをどうやって調べたのか。」「担当職員が直接D女のアパートを訪ねてくるのはおかしい。もし自分が住んでなかったらどうするつもりだったのか。」「公営住宅料の未納があることはD女には知られておらず、秘匿していたのに、知られてしまう恐れのある行為である。」などと言われており、困っています。

弁護士 一つずつ検討しましょう。まず、CがD女のアパートで同棲していることや、D女のアパートの所在地をBさんはどのように知ったのですか。

Bさん 狭い町なので、近所の人から自然と情報が入ります。そのうえで、私は実際にCがD女のアパートに出入りしていることを確認しておりますし、この日も実際にCが出入りをしていることを目視で現認したうえで訪問しております。

弁護士 そうであれば、D女のアパートを訪ねたことは何ら問題ない対応です（注1）。次に、公営住宅の住宅料を滞納しているという事実は、個人情報にあたるので、地方公務員の守秘義務を定めた地公法第34条第1項との関係で留意を要するところですが（注2）、Bさんは、訪問した際に、応対したD女に対してはどのような話をしたのですか。

Bさん 「Cさんと話がしたいので、Cさんを呼んでほしい。」と伝えました。そのうえで、滞納住宅料の折衝に関しては、D女がいないところで話をしました。

弁護士 そうであれば、守秘義務との関係でも何ら問題ない対応です。むしろ、債権回収の見地からは個別訪問による督促・生活状況等の確認は必要な業務といえますので、毅然と対応すべきかと思います。

Bさん 実は、他にも問題があります。その後も、Cさんによる住宅料の滞納は解消されずにいたのですが、つい先日、D女が所用で役場の福祉課を訪ねてきたので、私はD女に声を掛けました。そのうえで、C宛ての督促状や公営住宅退去手続のために必要な書類を封筒に入れて、「この封筒をCさんに渡してくれますか？」とお願いしたところ、D女は快諾してくれました。そして、D女は帰宅後、封筒をCに渡してくれました。ところが、この点に関し、Cは「D女と結婚しているわけでもないのに、自分宛の封書を他人であるD女を介して渡すのはおかしい。」「滞納の事実を他人に知られてしまう恐れがある行為であり、損害賠償金を支払うべきである。又は損害賠償金に相当する住宅料を減免・免除すべきである。」と大声でまくし立てられており、対応に苦慮しております。

弁護士 同じく地方公務員の守秘義務の観点からの考察が必要となりますね。確かに、未払の住宅料の督促状等を封入した封筒について第三者を通じて渡すよう手配する行為は、守秘義務や個人情報・プライバシーの保護という観点からは少なくとも適切な対応であるとはいえず、道義的見地からは問題があったと言わざるを得ないのではないでしょうか。一方で、当該対応について、Cに対する個人情報・プライバシー侵害として直ちに損害賠償金の支払義務（国家賠償法に基づく賠償義務）が生じるかといえば（注3）、損害賠償責任が生じる違法行為とまではいえないと考えます。

Bさん もう少し詳しく教えていただけますか。

弁護士 本件では、封書を渡したのは同居（同棲）しているD女であり、全く無関係の第三者に渡したわけではないですし、D女もCと同居（同棲）していることを前提にCに封書を届けることを快諾しております。また、D女には封書を渡しただけであり、封筒の中身である督促状等を直接D女に開示したわけでもなく、現に封書の中身をD女が直接見たという事情はありませんので、何か具体的な損害が発生しているとは言い難いところです。

さらに、これまでの経緯として、Cは公営住宅から所定の退去手続きを行わずに家財道具等の残置物を放置して退去し、転居先（現在の居所・郵便物の配達先）についても自主的な申告・届出がなかったというケースであるため、封書を郵送しても必ずしも受領は期待できない状況下であったといえます。これらの事情からすれば、封書を渡した行為が国家賠償法上の違法行為であるとまではいえず、金銭を賠償する義務はないと考えます（注4）。

Bさん それを聞いて安心しました。

弁護士 法的な損害賠償義務（国家賠償義務）までは発生しないというだけであり、公務員の守秘義務の観点、又は個人情報・プライバシーの保護という観点からは、より慎重な対応をすべきだったといえ、この点は率直に認めたうえで、再発防止に努める必要があると考えます。本件のように債権回収やその前提としての財産調査の場面では、個人情報やプライバシーへの配慮に十分留意する必要があるといえます。

解説

注1 長年にわたる住宅料の滞納がある以上、個別訪問により納付折衝を行う必要性があり、実際に居住していることを確認のうえ訪問している以上、問題のない対応といえる。

注2 地方公務員法第34条第1項本文は「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定している。

注3 地方公務員法第34条第1項が定める守秘義務違反があった場合には、懲戒処分の対象となり、また罰則規定も設けられている（同法第60条第2号）が、民事上の損害賠償義務については、国家賠償法第1条第1項が規定する違法な公権力の行使があったといえるかを検討することになる。

注4 本件事案ないし本件類似の事案に関する裁判例は認められないが、国家賠償責任の発生要件として「違法性」が要件とされており、違法性の有無に関しては行為（侵害態様等）、結果（被侵害利益の種類・性質等）が相関的に判断されるものであるほか、個人情報漏洩やプライバシー侵害に伴う不法行為の成否が問題となる裁判例においては、違法性のほか「権利侵害ないし法的利益侵害」を要件として扱っているため、かかる見地から被侵害利益の性質やその侵害の態様・程度、結果も考慮して検討している（個人情報漏洩に関して最高裁平成29年10月23日判決（判例タイムズ1422号46頁）等参照）。